

4 衛生管理

北海道では、新型コロナウイルス等の感染症対策や食中毒予防に関し、国からの通知を受理した場合は、当該通知を福祉局高齢者保健福祉課等のホームページに掲載するとともに、介護サービス事業所の集団指導の場において、情報提供をしています。

また、高齢者施設の入所者は重症化リスクが高く、一層の施設内の感染対策が重要となるため、これまでの道や社会福祉施設等における対応事例を踏まえ、日頃の対応や感染者が発生した場合の対応等について体系的に整理し、令和2年10月29日付け事務連絡により通知しています。

＜厚生労働省のホームページ「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」に掲載している新型コロナウイルス関係通知（抜粋）＞

(介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について (mhlw.go.jp))

◆R2. 5. 4介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について

(厚生労働省各課連名通知)

◆R2. 4. 7社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

(厚生労働省各課連名通知)

◆R2. 3. 31社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう。」の周知について（厚生労働省各課連名通知）

◆R2. 3. 25社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について（厚生労働省各課連名通知）

◆R2. 3. 9 社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について（厚生労働省各課連名通知）

◆R2. 3. 6社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

(厚生労働省各課連名通知)

◆R2. 2. 24 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（厚生労働省各課連名通知）

◆R2. 2. 24 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（厚生労働省各課連名通知）

◆R2. 2. 18 社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（厚生労働省各課連名通知）

＜高齢者保健福祉課のホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る取扱いについて」に掲載している新型コロナウイルス関係通知（抜粋）＞

介護事業所関係(介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係る取扱いについて - 保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 (hokkaido.lg.jp))

- ◆動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」について
- ◆動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！」感染対策について（その２）
- ◆高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について
- ◆新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（～第26報）
- ◆動画「訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策」及びその周知のためのリーフレットについて
- ◆訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について
- ◆動画「介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策」について
- ◆動画「介護老人施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策」（その２）・「送迎の時のそうだったのか！感染対策」について
- ◆高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について
- ◆新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求の取扱いについて
- ◆高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時の検査体制について
- ◆介護保険施設等における入所（居）者の医療・介護サービス等の利用について
- ◆介護現場における感染症対策の手引き（第１版）について
- ◆高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について

4－2 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の取組が義務づけられました（令和6年4月1日より義務化）。

- ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・ その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

○ 運営基準の改正（認知症対応型共同生活介護の場合）

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者に周知徹底を図ること。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 介護従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
→「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生省令第34号）第108条準用（第33条第2項）



【参考】介護現場における感染対策の手引き
以下のホームページ「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめ」に掲載
(介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等
まとめページ | 厚生労働省 (mhlw.go.jp))